

今冬の需給対策の考え方（案）

ワクチンの安定供給対策としては、各都道府県及び製造業者等、卸売販売業者、医療機関の各関係団体に対し以下のとおり依頼する。これにより、医療機関の過剰注文を防ぎ、卸売販売業者が保有する在庫の流動性を高め、仮需から実需への転換によるワクチン偏在の解消を目標とする。

- ① 管内のワクチン在庫状況を短期間に把握し、不足時には融通可能な体制をあらかじめ確立する。
- ② 同時に全国ブロック毎の卸在庫量等を毎週集計し、関係者に提供し、各地域の需給調整に供する。
- ③ 医療機関等からのワクチンの初回注文量が前年の使用実績（全国で 2,257 万本程度）を上回らないように確認する。総生産量の 10%程度（250 万本）が流動在庫となる予定。
- ④ 医療機関への分割納入に理解と協力を促す。
- ⑤ 全生産量のうち 40 万本程度（以下「融通用ワクチン」という。）のワクチンを、製造業者等の協力を得て、地域における不足時の融通対策のため、保管する。
- ⑥ 初回注文量の納入以降（10 月中旬～下旬の見込み）、卸在庫の余裕分が減少する 12 月上旬以降は、医療機関による予約済みでかつ未使用の卸在庫について、国の指導による融通用ワクチンの投入も行いつつ、予約を解除し流通させるよう関係者の理解と協力を促す。
- ⑦ 昨年度 500 本以上の返品を行った医療機関の名称等については、都道府県に通知し、その情報を管内の需給対策の参考として活用していただく。
- ⑧ 今シーズンも医療機関においては、シーズン後に大量に返品した場合に医療機関名の公表も検討する。
- ⑨ インフルエンザの流行時期は年により異なることを踏まえ、公費補助期間内での予防接種の実施を推進するために、啓発の強化等の検討を促す。